

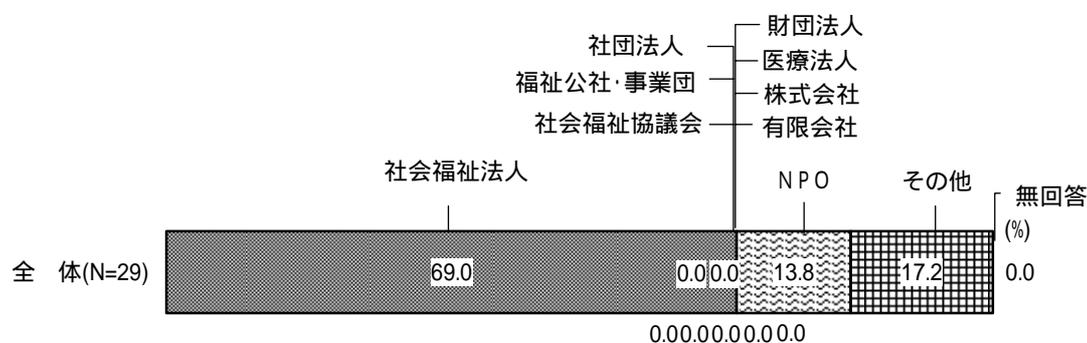
4 障害者福祉施設調査

(1) 活動状況

組織形態（問1(2)）

組織形態は「社会福祉法人（69.0%）」が20施設、「NPO（13.8%）」が4施設、「その他（17.2%）」が5施設となっている（図表4-1-1）。

図表4-1-1 組織形態（全体）

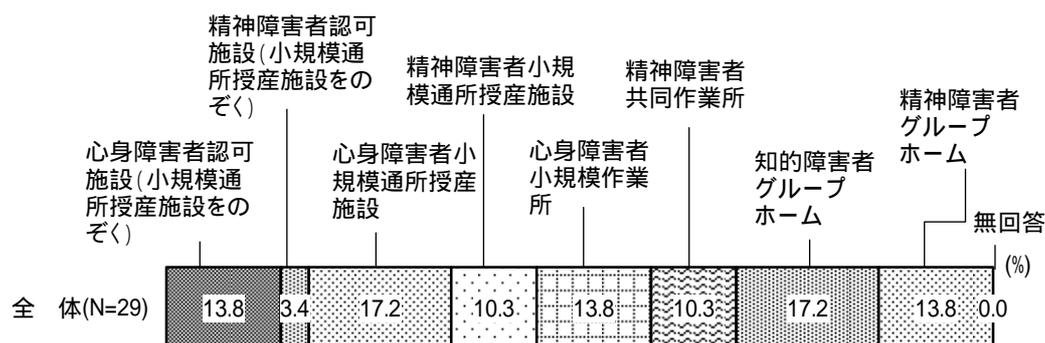


主な実施事業（問1(2)）

主な実施事業は、「心身障害者認可施設（小規模通所授産施設をのぞく）（13.8%）」が4施設、「精神障害者認可施設（小規模通所授産施設を除く）（3.4%）」が1施設、「心身障害者小規模通所授産施設（17.2%）」が5施設、「精神障害者小規模通所授産施設（10.3%）」が3施設、「心身障害者小規模作業所（13.8%）」が4施設、「精神障害者共同作業所（10.3%）」が3施設、「知的障害者グループホーム（17.2%）」が5施設、「精神障害者グループホーム（13.8%）」が4施設となっている（図表4-1-2）。

なお、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業へ移行済みの施設についても、集計上、移行前の旧体系の施設種別で整理している。

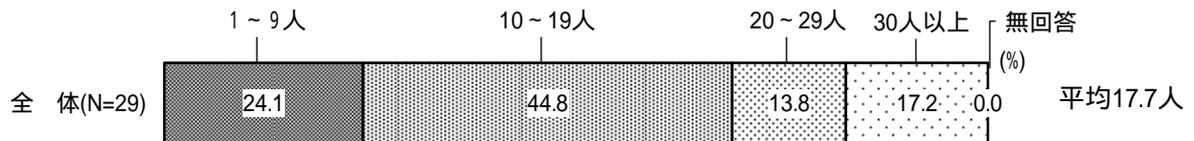
図表4-1-2 主な実施事業（全体）



現行の定員数と利用者数（問1（3））

現行の定員数は平均 17.7 人、現行の利用人数は平均 17.9 人となっている（図表 4 - 1 - 3 - 、 ）。

図表 4 - 1 - 3 - 現行の定員数（全体）



図表 4 - 1 - 3 - 現行の利用人数（全体）

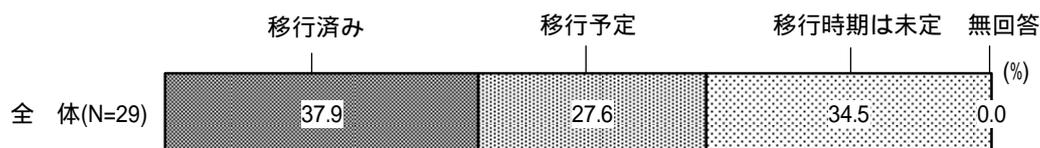


（2）新たな体系への移行

障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業等への移行時期（問2）

障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業等への移行時期は、「移行済み（37.9%）」、「移行時期は未定（34.5%）」が、いずれも3割台となっている。「移行予定（27.6%）」（移行時期が決まっている）は3割弱である（図表 4 - 2 - 1）。

図表 4 - 2 - 1 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業等への移行時期（全体）



(3) 今後の事業運営

昨年度の事業の採算(問4)

昨年度の事業の採算については、「損益はない(62.1%)」が6割台であり、「赤字(24.1%)」が2割台となっている。「黒字(10.3%)」は1割程度であり、29施設中3施設のみとなっている(図表4-3-1)。

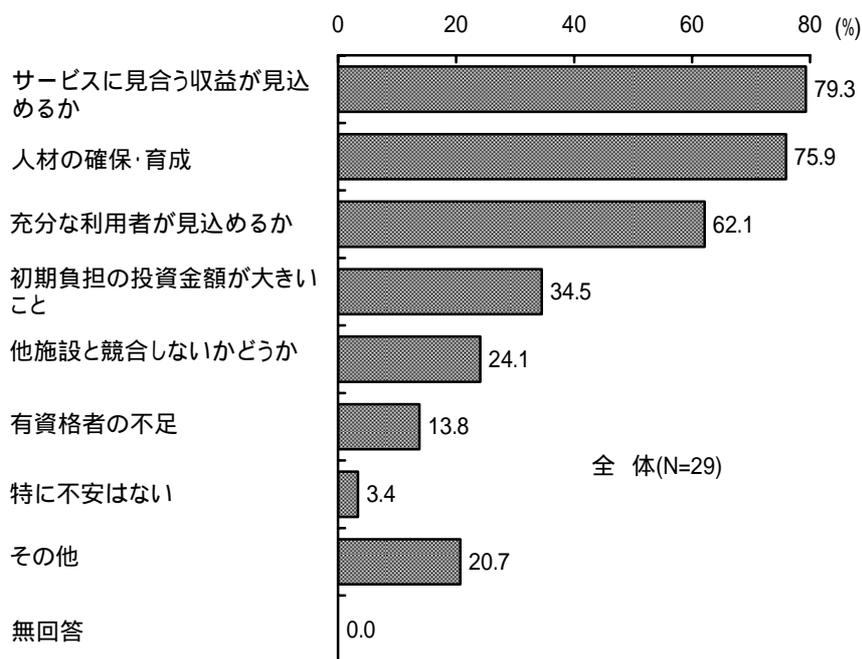
図表4-3-1 昨年度の事業の採算(全体)



運営上の不安(問5)

運営上の不安は、「サービスに見合う収益が見込めるか(79.3%)」が最も多く、「人材の確保・育成(75.9%)」、「十分な利用者が見込めるか(62.1%)」が続いている(図表4-3-2)。

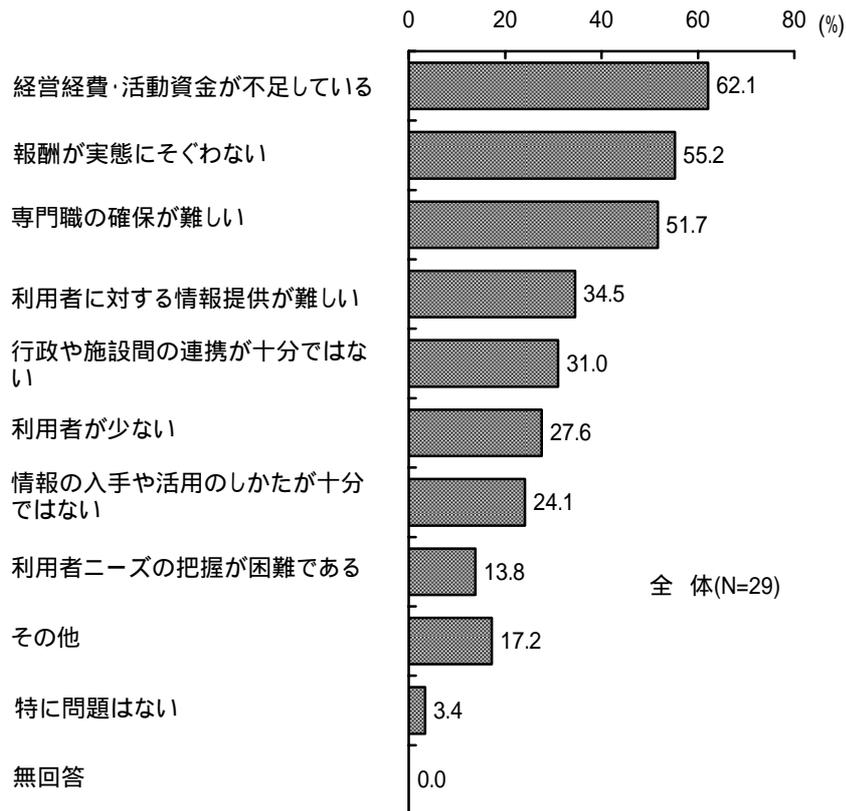
図表4-3-2 運営上の不安(全体:複数回答)



サービスを実施する上での問題（問6）

サービスを実施する上での問題は「経営経費・活動資金が不足している（62.1%）」が最も多く、「報酬が実態にそぐわない（55.2%）」、「専門職の確保が難しい（51.7%）」が続いている（図表4-3-3）。

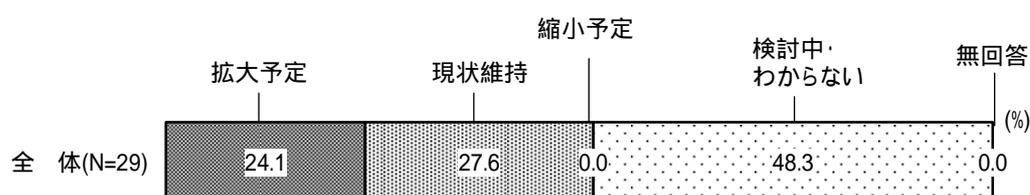
図表4-3-3 サービスを実施する上での問題（全体：複数回答）



今後5年間の事業規模拡大予定（問7）

今後5年間の事業規模拡大予定は、「検討中・わからない（48.3%）」が半数近くで最も多く、「現状維持（27.6%）」、「拡大予定（24.1%）」が続いている（図表4-3-4）。

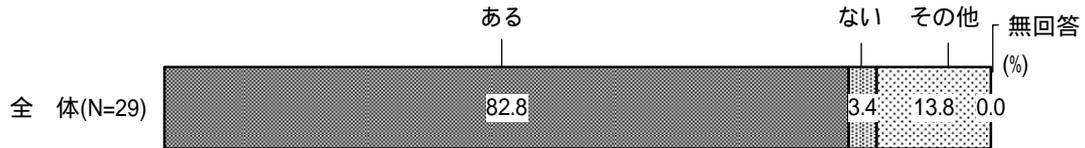
図表4-3-4 今後5年間の事業規模拡大予定（全体）



今後5年間の利用者受入れ余裕（問8）

今後5年間の利用者受入れ余裕は、「ある（82.8%）」が8割を超えている（図表4-3-5）。

図表4-3-5 今後5年間の利用者受入れ余裕（全体）

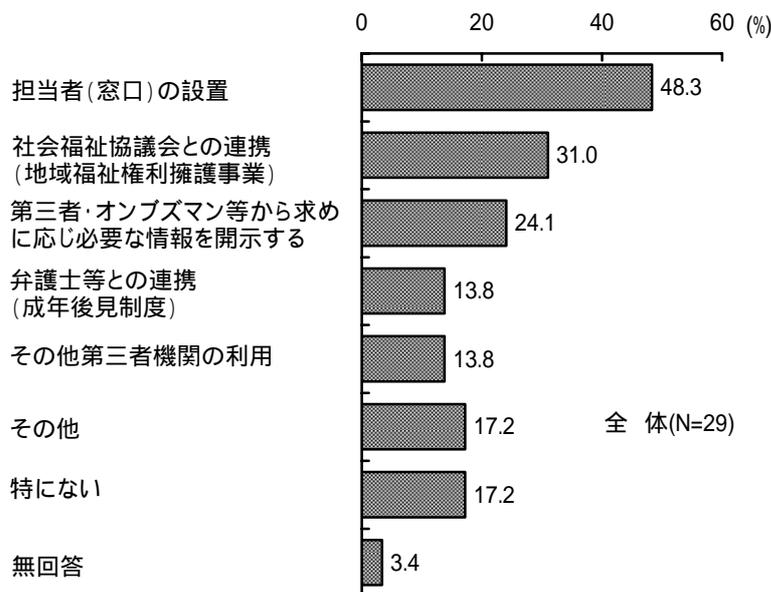


（4）利用者本位のしくみ

権利擁護のために取り組んでいること（問9）

権利擁護のために取り組んでいることは、「担当者（窓口）の設置（48.3%）」が最も多く、「社会福祉協議会との連携（地域福祉権利擁護事業）（31.0%）」、「第三者・オンブズマン等から求めに応じ必要な情報を開示する（24.1%）」が続いている（図表4-4-1）。

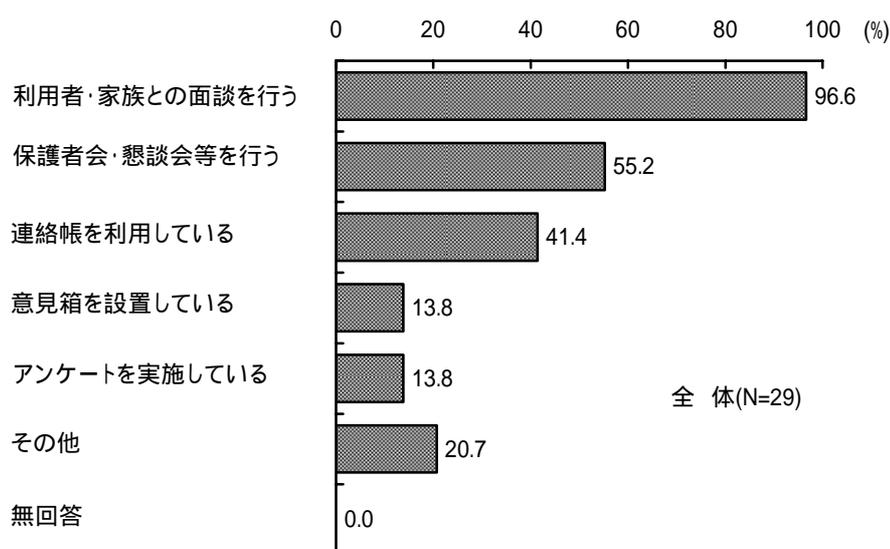
図表4-4-1 権利擁護のために取り組んでいること（全体：複数回答）



苦情・意見等を取り入れるために工夫していること（問 10）

苦情・意見等を取り入れるために工夫していることは、「利用者・家族との面談を行う（96.6%）」が最も多く、「保護者会・懇談会等を行う（55.2%）」、「連絡帳を利用している（41.4%）」が続いている（図表 4 - 4 - 2）。

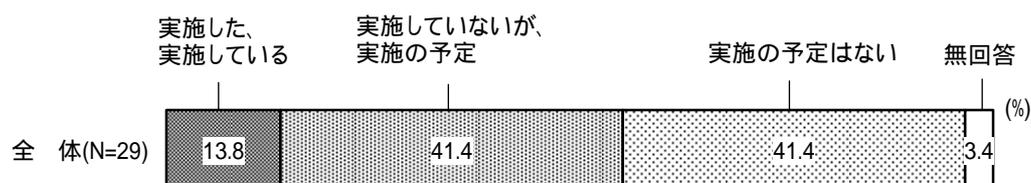
図表 4 - 4 - 2 苦情・意見等を取り入れるために工夫していること（全体：複数回答）



第三者評価の実施の有無（問 11）

第三者評価の実施の有無は、「実施の予定はない（41.4%）」、「実施していないが、実施の予定（41.4%）」がいずれも約4割であり、「実施した、実施している（13.8%）」は1割台であり、29施設中4施設のみとなっている（図表 4 - 4 - 3）。

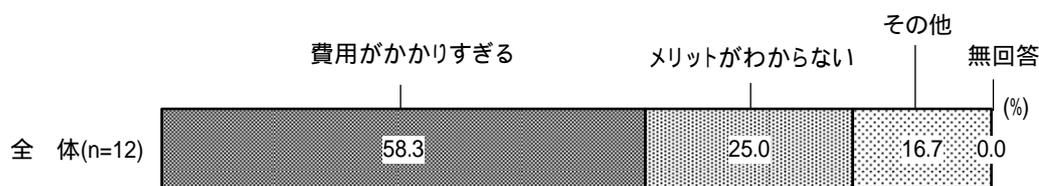
図表 4 - 4 - 3 第三者評価の実施の有無（全体）



第三者評価の実施の予定はない理由（問 11-1）

第三者評価の実施の有無について、実施の予定はないと回答した 12 施設に理由をたずねた。「費用がかかりすぎる（58.3%）」が最も多く、「メリットがわからない（25.0%）」が続いている（図表 4 - 4 - 4 ）。

図表 4 - 4 - 4 第三者評価の実施の予定はない理由
 < 第三者評価の実施の予定はないと回答した施設 >（全体）



（5）力を入れている点

最も力を入れている点（問 12）

最も力を入れている点について、自由記述形式でたずねた。以下、実施事業ごとに、主なものを掲載する。

心身障害者認可施設（小規模通所授産施設をのぞく）

- ・ 障害者自立支援法により、利用者が安定した生活を送れるため、野菜の販売拡大等、新規事業を取り入れ、利用者の工賃アップを図っている。今後も新規の事業を考えていく。地域の中の福祉施設として、地域の住民の方々に理解される施設を構築していきたい。
- ・ 重度の知的障害者の施設として安定した日常が送る事ができるように支援する事を基本としている。安定をベースに個々の障害状況にあわせて、作業的活動、体育、音楽、陶芸、機械、日常生活訓練などを行っている。
- ・ 重度重複障害者の受け入れ。

精神障害者認可施設（小規模通所授産施設をのぞく）

- ・ 就労を目的に利用者の方への支援を行っている。そのためにも、利用者及び職員の意識改革を進めている。利用者就職率のアップを目指し、就職率の一定を維持している。また、就労を勧めることによる利用率の低下を防ぐために利用者の確保にも力を入れている。
- ・ 商品の生産性を高め、販路の拡大と同時に安全管理、食品衛生管理を心がけている。

心身障害者小規模通所授産施設

- ・ 利用者本位の援助を第1と考え、利用者の要望（工賃UP、作業環境、今後の進路等）にできる限り応えるように考えている。
- ・ 現在お支払いしている工賃を3年後には2倍から4倍にするため、現行事業の見直しを行い、自主製品は押花製品のみにし、他の製品は廃止した。下請け作業は公園清掃とダイレクトメール事業に特化し、一部行程の機械化を測ることで、仕事の効率化を計り、生産性向上を目指したい。また、ダイレクトメール事業は新規得意先獲得に向けて、近隣企業へDMを発送し、得意先の開拓にも力を入れていきたい。現在、市内外の他作業所と連携してダイレクトメールの量と納期をクリアーしているが、今後より多くの作業所と連携して拡大していきたい。
- ・ 現在お支払いしている工賃を3年後には2倍から4倍にするため、現事業の見直しと主力事業の一部機械化を図り、仕事の効率化をはかる。また、主力事業の得意先の開拓を行い、新規顧客の獲得を図ることを実行している。とうふ工房はお惣菜を取り扱う事で食品に特化する事でA型を目標に拡大していきたいと思っている。
- ・ 作業を通じての社会参加。

精神障害者小規模通所授産施設

- ・ 憩いの場としてスタートしているため、デイケア的要素が強い。音楽活動ではメンバーの作ったオリジナル曲をCD化している。
- ・ 利用者の方が安定した病状を保つ為、生活リズムの調整、服薬管理、金銭管理の援助及び指導。地域で安心して暮らせるようコミュニケーションスキルの援助及び指導、社会資源についての情報提供など。
- ・ 個人面接を行いながら無理のない短期目標、長期目標をたて、その目標に基いてきめ細かな支援を心掛けている。個人個人の自立を達成する為に必要なプログラムを作成していく。
- ・ 利用者の方が通所したくなるようなサービスなど魅力ある施設運営を目指している。
- ・ こんにやく事業における賃金の引き上げ。

心身障害者小規模作業所

- ・ 利用者の自己決定を尊重し、社会参加、自己実現を援助する。
- ・ 集団生活を通して成長、発達の促進、障害者（家族）の地域生活を支援する社会資源、ノーマライゼーションの実現。
- ・ 仕事＝作業を中心に社会参加をしているという自己肯定観を利用者が得られるような活動。工賃増計画。若年の比較的「働く」ことを意識できる利用者に対し、仕事への意識向け、人間関係のとり方など、「働く力」をつける支援。異年齢、異障害状況の中でのお互いの協力関係づくり。

精神障害者共同作業所

- ・ 利用者が地域で生き生きと暮らしていけるよう働く事、学ぶ事、あそぶ事、表現する事を

通し、自己実現と社会貢献できるよう様々なプログラムを実施している。そのことにより、障害を受け入れながら、一人の人間として、自信を持ち、感謝の心や喜びを感じながら生活できるよう願い活動している。

- ・ 現在、自立支援法に移行し利用料が発生した場合でも、工賃が利用料より安くないように、効率よい下請け作業を取ってくる。また、自主製品製作やレクリエーションなども定期的に行い何かに興味を持ってもらえるような指導を心掛けている。
- ・ 「そこへ行くとほっとする」をキャッチフレーズに、その人の命と尊厳ある人権を大切にすることを理念とし、気軽に相談ができるような暖かさが感じられるような雰囲気や関係性を念頭に、講義での利用者の安全を守り、身体的、精神的、社会的な回復と成長を促すべく配慮した集団的援助、利用者の特性やニーズに合わせた個別援助、利用者同士の対人交流、(通所利用の有無を問わず参加可の)毎月行われる家族支援プログラム、同じくこの地域に住む当事者と家族のための相談事業を実施しております。

知的障害者グループホーム

- ・ 障害があっても世間に甘えることなく、自分の事は自分でできるように、そして知り合いの人には笑顔で挨拶を、さらに、「ありがとうございます」、「ごめんなさい」が素直に言えるようになってほしくて、うるさく言っております。明るく楽しいホームを目標にイベント等に力を入れ、みんなと一緒に和気あいあいと暮らせるよう努力しております。
- ・ 利用者が生活しやすいよう、食事の提供や、帰寮時間の制限をしない。

精神障害者グループホーム

- ・ グループホーム退去後、自立した地域生活を安定して過ごせるよう、グループホーム退去、アパート生活移行時期は特に手厚い支援を行う。
- ・ 利用者の個別ニーズにそった生活支援。
- ・ 3年間でアパートへ卒業できるよう計画的に支援している。
- ・ 一般マンションにあるグループホームなので、マンション内でのマナーを守ることや地域で暮らすマナー(ゴミの出し方、近所の商店とのおつきあい)を守っていくことなど。また、火事を出さない為のミーティングなど、防災意識を養う事に重点を置いている。また、居室清掃日と安全点検をセットにして年2回ほど取組んでいる。また、顧問医の相談会や健康に暮らすミーティング(禁煙、自炊)を取組んでいる。丁寧な相談、支援を心がけて日常の交流を大切にしている。病状の安定には特に気を配っている。

利用者の進路選択について力を入れている点（問13）

利用者の進路選択について力を入れている点について、自由記述形式でたずねた。以下、実施事業ごとに、主なものを掲載する。

心身障害者認可施設（小規模通所授産施設をのぞく）

- ・ 利用者、保護者と話し合い、利用者の意思尊重し、個別支援計画を作成しているが、移行については利用者の特性にあった移行を目指していく。
- ・ 一般就労や福祉的就労が課題ではない方の施設として、重度対応が可能な施設となればと考えている。現状では定員に余裕があるため、作業的な内容を求める利用者などへも柔軟に対応していく事が可能である。

精神障害者認可施設（小規模通所授産施設をのぞく）

- ・ 2年という限られた期間で、個人による1～3ヶ月の期間ごとに自己の振り返りを実施している。関係機関との連携による情報交換等、利用期間終了を見据えての課題を明確にし、個人の目標にそった支援を心掛けている。

心身障害者小規模通所授産施設

- ・ ハローワークや市内の自立支援センターとの連携を常に取り、一般就労が可能な利用者に情報提供をわかりやすく伝えている。知的障害者が比較的多く在籍している為、わかりやすい言葉で説明する事に気をつけている。家族との連携も重視し、家族懇談なども行っている。
- ・ 利用者の多様な進路選択を可能にする為、他の法人と合併する事で施設（5施設）ごとに機能分化をはかり、生活介護とB型、B型、B型と就労移行の多機能型にし、B型はA型を目標として事業拡大を図っていく。利用者が自分のライフスタイルに合った施設を選べるよう環境を整えていきたい。また、他の無認可施設との合併も視野に入れて検討していきたい。

精神障害者小規模通所授産施設

- ・ 利用者との面接を実施し、持っている想いを引き出していくこと。就労支援でハローワークと一緒にいったこともあるが、いきなりの就職はとても難しい。とくに、長時間労働になってしまうことが、私たちの施設の利用者にはクリアできない問題である。
- ・ グループ就労として2箇所の福祉施設の清掃の仕事を行っている。1箇所は民間清掃会社と契約を結び、3名の方が交代で従事している。次のステップへの架け橋になるようにしている。
- ・ 施設は通過していく場所という認識が薄い為、利用者の意識を変えていくようにしている。年齢も20代から60代と幅広いので、就労ということに限定しないで次のステップをともに考え支援していく。

心身障害者小規模作業所

- ・ 府中市心障センター「み～な」との連携により、昨年は1名、一般就労に移行した。本年も同様に1名の一般就労を目指して協力体制を組んでいる。
- ・ 年配者であり、今後障害の程度の低下が見込まれる方については、ゆっくりと障害にあわせて働き続けられるように考えている。若年者であり、支援により、さらに働く力が増すと見込まれる方については、将来的な就労を視野に入れた取組みをしている。

精神障害者共同作業所

- ・ 最近働きたいとの希望で通所される利用者が増えているため、ハローワーク、市役所、障害者職業センター、企業、商工会議所、近隣の商店、就労支援センターなどとの連携を強化していくとともに、利用者個々に合わせた就労訓練及び支援をしていきたい。
- ・ 本人の評価表を基に、職員との個別面談を随時行っている。作用を通して、現代社会の動向、常識的な会話、挨拶、社会のルールなど、社会性を身につけていけるような指導を心掛けている。
- ・ 利用者を個別に、これまでの経歴や病状を含む経過を把握した上で、日常での会話や面接、家族やその他援助者からの情報を得ながらニーズを把握し、スタッフ間での定例の協議を行い能力の評価を行っている。その上で状況に応じた相談援助、生活支援や職業訓練校のパンフの用意、関係諸機関との連携のもと就労にむけた支援など行っている。また、せっかく就労ができて継続が困難であることが多いため、アフターサポートの充実に努めている。具体的には電話や面接相談を随時受け付け、職場への訪問やOBとしての施設利用を可能とし、関係諸機関との連絡調整を行っている。

知的障害者グループホーム

- ・ 地域移行、地域移行と言われているが、私は無理させたくありません。知的障害は限りなく脆く、壊れやすいと思っています。福祉作業所で満足できている人はそれで良いと思います。そして、穏やかに暮らしてくださればそれで充分だと考えております。

精神障害者グループホーム

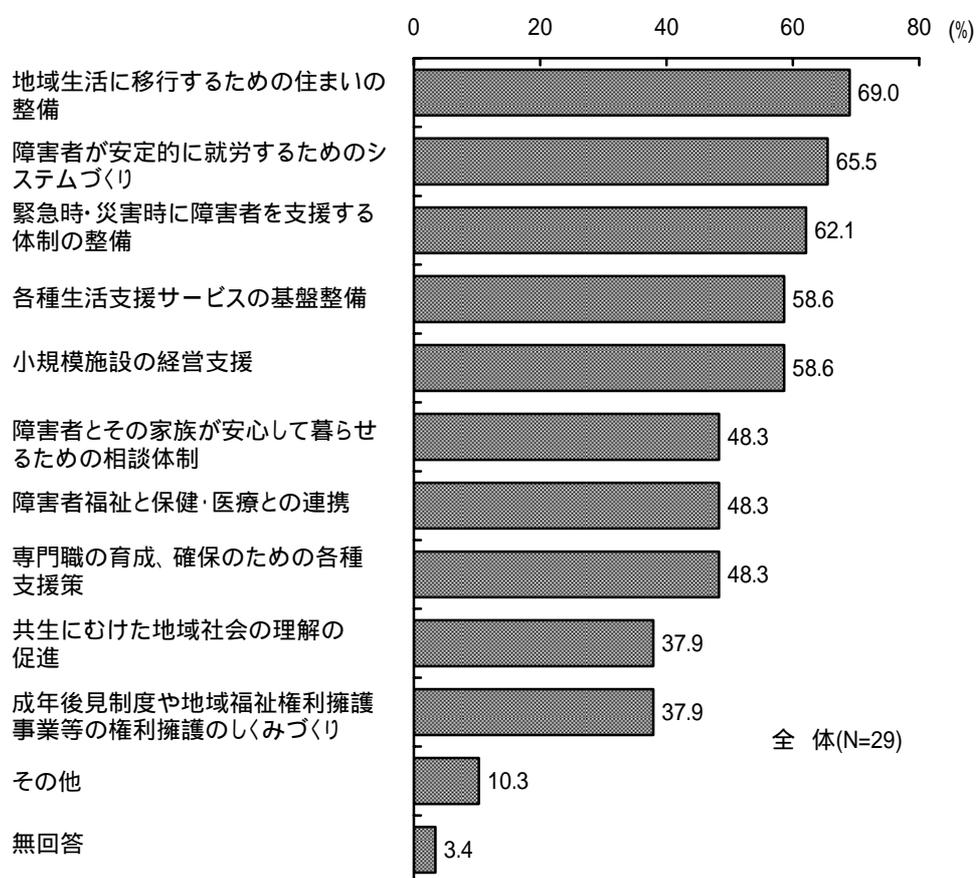
- ・ 本人の希望にできる限り沿うようにする。
- ・ アパートでの単身生活を可能とするための環境を整備する。
- ・ 本人の意向に沿いながら、関係者と協力しつつ支援している。

(6) 市への要望

市の障害福祉サービス充実に向けて必要なこと(問14)

市の障害福祉サービス充実に向けて必要なことは、「地域生活に移行するための住まいの整備(69.0%)」が最も多く、「障害者が安定的に就労するためのシステムづくり(65.5%)」、「緊急時・災害時に障害者を支援する体制の整備(62.1%)」が続いている(図表4-6-1)。

図表4-6-1 市の障害福祉サービス充実に向けて必要なこと(全体:複数回答)



障害福祉サービスについての要望（問 15）

障害福祉サービスについての要望を自由記述形式でたずねた。以下、実施事業ごとに、主なものを掲載する。

心身障害者認可施設（小規模通所授産施設をのぞく）

- ・ 障害者自立支援法の施行により、前年対比で 18 年度は約 800 万円の減収となり、19 年度も激変援助加算金をうけるようになってきている。新法に移行した場合、さらなる減収が見込まれるので、自立支援法の見直しとともに、市の施設に対する支援策を期待する。
- ・ 様々なサービスが必要だが、どの事業も円滑に展開できるだけの経費が必要だと思う。例えば、府中生活実習所の短期入所で日中一時支援事業を行っているが、単価が安いと、人件費が赤字になってしまう。事業（サービス）の必要性に見合う内容の報酬（補助）は事業発展、安定に欠く事がないと思う。

精神障害者認可施設（小規模通所授産施設をのぞく）

- ・ 職員確保の為に経済的基盤。就労にともなう施設利用者の確保。

心身障害者小規模通所授産施設

- ・ 市独自の補助金の増額。厳しい施設運営の中、様々な事務が少人数で行わなければならない、利用者援助に影響が出ないか常に心配をしている。職員を最低でも 1 名分増やせる補助金の増額ができないか。
- ・ 現在、市内にある障害者施設のすべてが、早期に新事業へ移行できるよう、可能な限り市のバックアップをお願いしたい。障害者施設経営者がほとんどが、現状では財政だけではなく、運営面でも不安であり、新事業へ移行できないでいる。
- ・ 現在、市内にある障害者施設は現在の補助金額が新事業へ移行した時点で見込めないこと、職員配置も減少すること等、新事業移行のメリットが全くない事から、早期に移行することは考えられないようである。市内の各障害者施設が早期に安心して新事業へ移行できるよう、市独自の補助策を講じて欲しい。
- ・ 自立支援法により、障害を持った方達が地域で自立し生活するためには、現状では難しい。障害者が施設を選ぶことができていたのに、このままでは大変な事になるのではと心配している。

精神障害者小規模通所授産施設

- ・ 就労に向け、相談窓口の充実など市役所の方にも力を入れていただきたい。また、新体系への移行後は経営が不安定となるため、相談や支援体制を強化していただきたい。グループホームやケアホームなど当事者が地域で安心して暮らせる場を充実していただきたい。
- ・ 施設としても現行のサービスを常に見直し、より魅力ある利用しやすいプログラム作りをしていかなければいけない。その中で地域に出ることが苦手な精神障害の方が利用しやすい

い場、またはサービスの提供を考えてもらいたい。また、サービスを利用する場合に、金銭的な負担ができるだけ少ない状況を望む。

- ・ 現在、自立支援法が施行され、利用料負担の発生、事業者収入の日割制の導入、報酬単価の引き下げなど、多くの問題がある。私たちの施設はまだ、新事業には移行していない。これまでの法人施設の補助金水準に比べると大幅に低くなっている。そのため、現在、東京都、府中市の単独補助はあるが、それでも事務員は配置できない財政状況にある。現行の補助金水準は下げないで欲しい。新事業の就労継続B型は、日割を月割りで計算しても、現在の無認可施設よりも低い補助金となる。就労継続には重度加算もなく、とても運営ができる額ではない。府中市として単独の補助を是非考えていただきたい。また、府中市は国に対して、この法律に対し意見を上げて欲しい。もともと社会福祉は公的なものではないのでないか？と考えてしまう。

心身障害者小規模作業所

- ・ 近年利用の増えている手帳を持たない高次脳機能障害の方に対する調査と、必要な支援確保をお願いしたい。自立支援法上の新事業移行にともなう市の補助金負担減分をこれまで不足していた箇所まわして欲しい。親亡き後の不安が大きく、身体障害の方のグループホームの整備、ショートステイの充実を望む。
- ・ 障害者自立支援法が施行された事により、府中市の責任（実施主体）がますます重要になってきている。従来の補助金並みの報酬単価になるよう、新事業体系に移行しても保証して欲しい。

精神障害者共同作業所

- ・ 精神障害者が地域で暮らすようになって、60歳すぎると、住居の問題や生活全般の問題が出てくる。現状だと、そのような方を支援していくのは難しいと思う。だんだんに高齢化していくことを見据え、高齢者への支援体制を整えていく必要がある。
- ・ 行政側が地域資源の実態を知ること（作業所へ実習に来ていただき作業能力など実情を知って欲しい）、また、地域での集団アルバイト先や職場実習先などを開拓していく際、力を貸して欲しい。
- ・ 障害者自立支援法の施行にあたっては様々な問題点が指摘されているが、特に利用料の負担は大きく、障害者世帯の生活や経済の実態にあわず多大な悪影響があると考え。そもそも故意ではないのに障害のハンディキャップを負い、社会的な役割の損失により困難な生活、生き方を強いられる中で、回復をしたいとリハビリテーションを受けるのに負担金を払う事になり、どこまで重圧を受けなければならないか。また、移行にあたっては施設の側にも種々の多大な負担を強いられる事となった。今後は工賃作業の拡充、工賃支払額の大幅な向上が求められるようになり、法の中でも福祉から就労への変換が強調されているが、その受け皿となる企業への支援策が見えないことから連携もままならず、自助努力の限界、厳しさを感じている。
- ・ 精神障害者の特性としてできることと、その逆の差が激しく、集中持続の困難、外見との

差異、状態変化の激しさ等があり、こうした特性への配慮をなくしては効果的な援助は望めない。さらに精神障害者がそもそも持つ自閉的傾向による非社会的な問題（引きこもりの増大）は顕著で、それらを現状の障害程度区分では的確な評価ができないとの意見が多数出ている。精神科領域では医学的、生物学的治療だけでなく、同時に心理的、社会的な配慮をした幅広い援助が必要である。こうした実情を踏まえ、医療や行政にできないことにも小規模作業所では柔軟に取り組んできた。こうした実情を理解していただき、実態に即した真に効果的な福祉計画を策定していただきたい。

知的障害者グループホーム

- ・ 365日の支援体制は人手を増やしクリアできたとしても、常時数名の寮生がのこっていると、同居の身には心が休まらない。世話人が数日レスパイト休暇を取れるよう。ホーム以外の行き先のない方々の為のショートステイ先を考えていただきたい。現況では、親亡きあとはホームしかない。

精神障害者グループホーム

- ・ 当施設をはじめ、市内の精神障害の方を対象とした各ホームでは、入居者の単身アパート生活移行にむけた支援に取り組んでいる。その際、入居を希望される方へのオリエンテーションの一環として、居室の見学や体験入居といった事が欠かせない。とくに、入院生活からグループホームの利用を考える方にとっては、短い日数であっても当該ホームにて宿泊体験を行うことは、入居の意思を確かめる上でも必須の経験となるかと思う。また、ホーム運営側にとっても、ニーズの高い方に居室を提供する上で、アセスメントの重要な指標となるものである。そうした点をふまえ、府中市においても、グループホームにおけるショートステイ事業の設立をお願いしたい。
- ・ グループホーム退所後の住まいについて、生活保護にならなくても年金で暮らせるシステムが必要である。また、退所後の支援について具体的にビジョンが欲しい。